

## 国勢調査施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1 改正の趣旨

国勢調査は、日本国内に居住する全ての人及び世帯の実態に関する統計（国勢統計）を作成し、国及び都道府県・市町村における各種行政施策の立案・実施その他の基礎資料とするものである。

令和 7 年国勢調査を円滑かつ正確に実施するため、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）の改正に伴う所要の改正等を行う。

### 2 改正の概要

#### （1）未調査等の場合の届出の期限等の改正（第 5 条及び第 6 条）

未調査等の場合の届出の期限及び未調査の場合の調査の期限について、それぞれ調査年の 10 月 28 日及び同月 29 日に変更する。

#### （2）調査票の様式の改正（別記様式第 4 号）

国勢調査令の改正により、調査事項「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について報告者記入事項に変更すること等に伴い、所要の改正を行う。

#### （3）その他所要の改正

- ① 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）の施行に伴い、婦人補導院に係る規定を削除する。（第 2 条）
- ② 調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更する。（第 14 条）
- ③ 国勢調査指導員証及び国勢調査員証並びに委託管理団体証の各様式について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）の施行に伴う関連規定に係る記載の変更等を行う。（別記様式第 1 号から第 3 号まで）

### 3 今後の予定

公布：令和 7 年 3 月中

施行：令和 7 年 4 月 1 日。ただし、別記様式第 1 号から第 3 号までの改正部分については、同年 6 月 1 日（※上記 2（3）③の法律の施行日）